第　１３　回　倉敷駅周辺第二土地区画整理審議会議事録

議事（要旨）

日時：平成２３年　８月　１９日（金）

１０：００～１２：１７

場所：倉敷駅周辺開発事務所

２階　会議室

第　１３　回　倉敷駅周辺第二土地区画整理審議会議事録

平成２３年８月１９日（金）
１０：００～１２：１７
於　倉敷駅周辺開発事務所
２階会議室

【出席者】

委　員　　；　守谷会長、陶浪委員、小野委員、(有)津島、鈴木委員、
ジエム（有）、土倉委員、小林委員、(有)三和硝子工業所
（欠員：1名）

事務局　　；　安田所長、斉藤副参事、古城次長、香西課長主幹、
潮見課長主幹、鳩課長主幹、山本主幹、光枝主任

【審議会会議内容】

１　開　会
２　会議の成立宣言
３　開会挨拶
４　署名委員の指名
５　報告事項
（１）　「今までの経緯について」
（２）　「第１２回審議会議事録の内容について」
（３）　「意見書の処理方法について」
６　閉　会

【議事】

（◎会長　○委員　●事務局）

1　●：　開　会

2　会議の成立宣言

●：　本日の会議の出席者は９名でございますので、土地区画整理法第６２条第３項の規定によりまして、会議は成立いたしますことを報告いたします。

●：　（職員の紹介）

3　開会挨拶

●：　開 会 挨 拶

◎：　おはようございます。

それでは、これより議事進行をさせていただきます。

まず、本日の審議会でございますが、審議内容には個人情報が含まれておりませんので公開といたしております。

4　署名委員の指名

◎：　本日の審議会議事録の署名委員ですが、倉敷駅周辺第二土地区画整理審議会会議規程に基づき、本日の署名委員として陶浪委員と有限会社津島委員にお願いします。

5　報告事項（1）「今までの経緯について」

●：　今までの経緯についてご説明申し上げます。

今回の審議会は平成２１年２月２日に開催いたしました第１２回の審議会から約２年半ぶりの審議会となります。前回の審議会で今後の予定として換地設計案を発表することに同意を得まして、２月１６日金曜日の週に「区画整理だより」で「供覧案内の郵送時期、供覧の期間、意見書の提出期間を明記して配布いたします」、またその後、「３月３日の週で換地の供覧案内を郵送します」と、以下日程を申し上げましたが、実は平成２０年９月１６日に第二地区対策協議会の数名の方が来所され、事業についての要望の話し合いの場を持ちました。その後の経過を申し上げますと、正式に要望書が提出されましたのが同年１０月１０日で、この回答を市長自ら同年１１月２１日に行いました。しかし、その回答内容では納得できないとのことで、物別れに終わったということでございますが、市といたしましても、要望事項の一つでも聞き入れる事項がないか、再三にわたり協議してまいりました。その最中での審議会での発表することの同意が得られたわけでございますが、もう少し話し合いの場を持って妥協点を見出してから、事業を進めていくという方針になり、前回の審議会での予定では進めなくなった次第でございます。

その後の経過ですが、平成２１年５月１３日に市長が現地視察を行いました。その際に、再度前回の回答が納得いく内容でないとのことで、２回目の要望書が提出されました。その回答を１２月２４日行いましたが、前回同様、回答の内容に納得できないとのことで、翌年１月７日に要望書が再度提出され、その後、要望書の提出、そして、回答

の繰り返しを行い、７回目の要望書が平成２３年５月２３日に提出され、同年５月２７日に回答を行っておりますが、依然としてお互いに合意が図られていないという状況です。また、平成２２年１月の要望書の中で、「双方合意に達するまで、区画整理だよりはもとより、事業の推進を停止するように」との要望が出されたことで、平成２１年４月に供覧時期の延期を明記した「第二区画整理だよりNo２０」を関係地権者の皆様方に配布して以来、何ら情報提供できない状況が続いておりました。

そうした中、本年４月に石見町の総会に当事務所の職員が呼ばれまして、今後の事業の予定を明確にすべきとのご意見を賜ったことで、市長を始め、副市長以下、局長との協議の中で、「これ以上の事業の停滞は、事業を進めてほしい方、するなら早く進めてほしい方々にご負担をかけることになる。また、第二対策協議会とは約２年半の間話し合いの場を持ってきた。市としても全く無視しているのではなく、合意点を模索し続けてきたが、残念なことに合意形成が図られなかった。」ということではありますが、引き続き第二対策協議会の方々とは今後とも話し合いの場を設けていくこととし、事業は進めていくという次の段階に入る判断をした次第でございます。このことについては、本年６月１日に配布した「第二区画整理だよりNo２１」及び６月１４日に配布した「第二区画整理だよりNo２２」に記載させていただき、また配布の際には、職員がおわびをしながら説明もさせていただきました。このような状況で事業が停滞していたということでございます。審議会委員の皆様方には大変ご迷惑をおかけいたしまして誠に申し訳ありませんでした。

最後に、本年７月１４日に倉敷市長が岡山県知事に鉄道高架事業の早期着手の要望を行ったことの紹介をいたします。要望した中で、県知事よりの回答は、周辺の土地区画整理事業が進捗しない中での高架事業の着手はできないということでありました。市長といたしましても、公約である鉄道高架事業は一日でも早く事業着手したいということでありますので、この倉敷駅周辺第二土地区画整理事業の進捗は、鉄道高架事業に着手するための非常に重要な事業になっているということでございます。

今までの経緯については以上でございます。

◎：　ありがとうございました。

縷々説明がございましたが、この説明に関しまして何かご質問等ございますか。

○：　今の説明の中で、７月１２日に第二対策協議会と打ち合わせをした案が一切入っておりませんが、いかがですか。また、その結果について、市側の答弁がどのような答弁だったかについての説明がありません。それを教えてください。

●：　７月１２日の件につきましては、式次第の中の（３）の意見書の処理の仕方のところで述べさせていただこうと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○：　それはおかしい。経過でしょう。その時の状況を説明してくださいと、私は、質問しました。

●：　はい。

◎：　はい、どうぞ。

●：　今、ご説明いたしました今までの経緯につきましては、審議会の方にある程度かいつまんで説明はさせていただいております。先ほど、○委員から言われました７月１２日の件につきましては、「意見書の処理方法」できちんと説明させていただきますのでご理解してください。お願いいたします。

◎：　〇委員、どうでしょう。

〇：　意見書の処理方法というのは、実は、今日のレジュメのステージ５番の３の中にあるんですが、先ほどのここの所長の説明では、意見書の処理方法については審議をしていただくという挨拶がありました。なのに、何故報告事項になっているのですか。色々矛盾点といいますか、意図的に隠しているというか、意図的に隠そうとしているという意思が見受けられますが、その辺りの事務所側の経緯といいますか、倉敷市側の経緯といいますか、それについてはおかしいのではないかと思います。改めて、７月１２日の説明は今の説明でいいかどうかの判断を求めます。

◎：　どうぞ。

●：　はい、今、〇委員がおっしゃいました「意見書の処理」でございますが、今回の審議会につきましては、第１３回審議会では意見書の処理の方法についてご報告させていただこうと思っております。また、第１２回から１３回まで約２年半、審議会が開催されなかったということもございますので、この辺りの経緯説明とかということを報告させていただいて、意見書につきましても多数出ております。その辺りの分類した紹介とか、どれくらいの件数が出ているとか、主だった意見はこう出ている、処理についてはどうやっていくということを本日の審議会でご審議願いたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

◎：　〇委員、いかがでしょう。後ほど説明すると言っているのですから、事務局が。それでよろしいのではないでしょうか。

〇：　納得できませんが、それで進めようとするのなら、勝手にしてください。

◎：　はい、どうぞ〇委員。

〇：　どうぞ進めてください。審議委員の一人としてお願いします。

◎：　はい。

〇：　いいですか、７月１２・・・

◎：　ちょっと待ってください。いいじゃああありませんか。事務局が、今じゃないけど今日の審議会で説明をすると言っていますから。しないと言うのなら追求すればいいですけど。皆さんどうですか。私は、常識の範囲でいいと思います。

〇：　そのとおりです。

〇：　よろしいですか。

◎：　はい、どうぞ。

〇：　今日は、公開じゃないと前回協議しました。それについて電話で。

◎：　電話？

〇：　はい、傍聴しても内容については、一般公開じゃないから説明して、要するに傍聴者を入れてもよろしいですかという了承を何か電話で・・そのことについては協議が全然ありませんし、経緯はもしかすれば傍聴者は単なるお聞きすること、傍聴者は聞くだけ。

◎：　そうですね。

〇：　傍聴者に意見調整をされるのはちょっと失礼だと思います。そうしないと協議にならない。傍聴者に対して意見書が提出されている・・審議で、だけどそれについては今公開するという説明はあったけども、何の提案もないですよ。議事録はないですから。こういう意見が出ますよという意見書をもらっているなら、それについて内容はできます

けれども、そういうものが一切今日はないのですね。一切こういう協議事項が３件出ていたって、その内容については一切出ていないわけですから、審議委員には公開されてない。それについて意見を述べようと思っても述べられないし・・。

◎：　いえいえ、公開しているのですよ。公開しているから傍聴者においでいただいている訳です。

○：　でも、公開・・。

○：　ちょっとよろしいですか。

◎：　はい。

○：　穏やかにお話しないといけませんね。冷静でなければいけませんね。誰がしたとか、個人的に誹謗だ、何だ、そんなことは一切なしに、皆なお互いに組織の集いを意味あるものにしようと思って集まっているのですから。みんなでそれに協力する、そういうことです。だから、公開について、まず審議委員がどう判断するかということを協議した上で、理解できるかどうかについてしないと、傍聴者は傍聴なのですから、それについて協議する。だから、また別にそれを審議した上でどうするかを処理してください。そうしないと、審議委員は一体何の審議をしたらいいのですか。

◎：　今日の審議会では、今後の意見書に対する協議について、公開するかどうかということの審議をしたい、予定がある訳ですね。

○：　まず、確かに○委員がおっしゃるように、前回記述に個人情報が入る可能性があるので非公開にするという議事録がありますよね。ただ、今日、お聞きしたところによると、個人情報はありませんということなので、そうなると原則公開ですね。原則公開なので、そうなると個人情報がないということになるともう、そりゃあ念のために公開にしますがご異議ありませんかということを会長が諮られるのも悪いとは言いませんが、原則が公開なんだから必要がないんで、このまま進められたらいかがなんでしょうか。ただ単なる手続だけの問題です。だから、前回の最後に非公開ということがあったわけですが、その前提としては個人情報があるということなので。ところが個人情報がなかったら、原則に帰って公開でこのまま手続を進められたらどうなのでしょうか。○委員、そういうふうに思うのですが、何か問題・・。

○：　公開するということを委員が、委員の前で、処理情報じゃあなくして、こういう意見書がありましたという公開的な問題以前に、しかも内容説明しないと委員は何を協議します。そのための任意公開になったのではないですか。これについて内容が個人で、要するに審議会じゃあなくしてこの事業そのものは公開制ですよ。原則、基本的にはね。だけど、それの内容について一切提案も何もないのですか。提案じゃあなしに、報告がないのです。そこにまた傍聴者も入れて、傍聴者が意見を述べたものを協議するという・・議論が進まないのではないですか。そういう個人的な問題も含めた社会性を求めているのが２年間の云々の問題じゃなしに行われているじゃあないですか。要するに、基本どおりにして・・。

○：　途中で悪いのですが・・。

◎：　どうぞ。

○：　これをやっていたら何も進むも進まない。同じことで堂々めぐりしたような・・。ですから、今、おっしゃられたように、ちゃんと順序を・・。いいじゃあないですか。後でも先でもいいですね。だけど、チャンスはあるんですから。それを皆さん方も利用さ

れたらいいんですから。今はとりあえず順番でやったらどうですか。最初に発表された順番でやられたらどうですか。抜けたら、それは抜けたと言っていただければいいので。それもするっていうことなんですから、いいじゃあないですか。

○：　○委員がおっしゃる意見書の具体的な、どなたの意見書にはどういうことが書いてあるとかということの議論になったら、これは非公開です。これは文句なしに非公開です。ただ、何か私は途中の経緯は今、聞いたとおりなのですが、そうではなくて、恐らく８号議案なんかは処理方法を今後どうするか、数は多いから、そういう方向でやりましょうということの場合は一般論だから公開というふうに・・。もちろん、傍聴者の意見に対する応答は原則として、一切だめって言うのも、何にもならないので・・。一般論として議論するのは公開のまま進めていいんじゃないかというように思います。個々にあなたがどう言ったというようなことは、これは非公開ですよ。ということで、色々途中の経緯があったのですが、７月何日かにどうだった、こうだったということは、私は重要でないとは言いませんが、少なくとも今日は、今後の審議のこういう方向で進めるということなんで、そういうことになると、少なくとも、報告事項については議決はないわけで、委員それぞれが自由に意見を言うと同時に、報告事項を提案されたとおり進行させていいんじゃあないでしょうか。ただ、審議事項については、これ別です。○委員、私の申し上げることはわかりにくいですか。

○：　わかります。ということは、今後、事業について今、地域を見られればわかりますが、反対書面じゃないのだけども、要するに、札が立っているわけですよね。そういう意見が相当あるわけです。それも、私も審議委員何なら言われて聞いたことある。これについて、審議委員は説明する必要はないけども、反対者が相当おられるわけですから、そういうものを踏まえた・・単なる、要するに事務局が事務処理のためとか、時間とか、前回も協議事項読めばわかる。時間がとか、それから、一般的なとかいう説明がものすごくあるのです、この中に。そういう協議をされてきたと思うのです。そういうものは置いといて、事務局は、このようにしていますとか、市長がどうされましたとかということだけを前提にして、事業を進めるのが審議会じゃないんですよ。この事業がどのように行われるかということを審議していかなければいけない。現に、そこに、要するに住民の地権者のすごい反対や賛成があるんだと思うども、その辺りを見ていくのが審議委員、それに基づいてどうするか。審議委員が決定事項を決めて、それについて行えということじゃあないですよ。要するに、どういう地権者の意見があるかも公開されないまま、単に処理しますということというのは、それは事務処理方法に関する・・「せんにん」制じゃあないですよ。すごい「せんにん」意見でわかりませんとかの問題じゃあないですね。専任事業として、要するに一枚の報告書、地権者に対する報告書の発表をしてもよろしいですかということでチラシが配られた。それについて、地権者は物すごく、正という判断をされた人もおれば、悪という判断された人もおられる訳だし、我々は委員として、それから地権者としてすごい影響を受けています。その辺りのところをもっともっと公開されるんなら公開してください。それをどうするかの問題は時間ではかっていくんだったら、市長が、単独意見で、事業をやっていきましょうということになるのですよ。たった２年半停滞しているから賛成があるんですというようなこと電話で聞いたんです。でも、地権者からは物すごい反対の・・。要望書も前回何回も出ているようですから、それについて公開されていません。はっきりと私は聞いてい

ません。他の委員は聞かれたのかもしれません。

◎：　わかりました。それで、○委員がおっしゃったことよくわかります。けれども、今日は、一般的に意見書についてどうするかこうするかということじゃあなしに、今後の審議会で具体的にＡさんからこんなのが出ているとか、Ｂさんから出ているとかいうことの審議をさせていただくということですから、今日はするんじゃありません。

○：　そういう意見ですか。

◎：　いやいや、予定はそうです。

○：　ああ、そうですか。

◎：　今日は、お手元の資料を見られればわかりますけども、個々の意見書に対する協議はしない。今日は報告事項と、それから、今後、意見書に対する審議をどこまで公開、オープンにするかとかしないとかの審議を今日決めさせていただくと、その予定ですから。今日は、具体的なＡさんからの意見書がこうだとか、Ｂさんからの意見書がいいとか悪いとかいう審議は一切しません。次回からやらせていただく予定にしております。よろしゅうございますか。

○：　そうなんですか。

◎：　そういうことでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○：　意見書の処理についてどうするかということを全然知らないまま、処理方法だけを先にしてもよろしいですか、了解を求めるということでいいですか。そうじゃあないでしょう。

○：　本当はいけないんです。

○：　いけないでしょう。

○：　意見書の中身がどのような種類の意見があって、その割合がどのくらいあって、それが全体に大きく影響が出る意見なのか、大したことはないのか、単なる手続き的なことですむのか、従来の誤字脱字的な、そのレベルのものなのかによっては、この区画整理全体が県知事認可を取り直す必要がある、こういうようなことがこの本には書いています。次に軽微ですむという場合には・・倉敷市長、事業実施主体、倉敷市長ですね、が自分の段階だけで勝手に実施することができるというのが書いてあります。ですから、今日の我々の審議会に対して、附帯事項でついてきた資料があるのですが、多分倉敷市長が審議会の会長さんあての中に換地設計基準第１９の各項目に掲げる軽微な変更は施行者限りで処理することとしたい。簡単に言えば、倉敷市長が独断でやらせていただきますと、県知事認可を別途取らずにやらせてもらいますと、こういう手段をとりますということが、実は、審議会のほうにあって、今日の会議が開かれたのです。ですから、○委員の言われた、これまでの経過の中でどのような意見書が出たかというのは、先ほどの所長の説明でもありましたし、相当数のものが出ましたと。１００以上出ているのですが、それに対しても、その意見の種類がどのような処理で処理するか、さらには、今日の先ほど言いました審議会への軽微な変更等で倉敷市長の専断・・勝手にやらせるかというところにつながってくる。ですから、○委員の言われたような意見書そのものがどのように意見の分布等があって、意見の種類があるかということが公表されない限り、今日の後段の、これ以降の意思が正確に我々の意思を反映しておられるか否かには大事なことなのです。そうですね。それが言いたいのですね。

○：　そうですね。

◎：　はい、どうぞ。
○：　今、○委員が言われたのは、報告事項の（３）と審議事項の（１）、これについて、色々意見をたたかわせ・・。
○：　どちらでもいいわけで・・。
○：　また（１）の経緯で何か７月何日かという話になって・・。
　○委員の言われることもわからんでもないけど、後の議論の時に言っていただければいいかなというように思うのです。
○：　いいですか。
◎：　はい。
○：　議論は、述べる前に、要するに、こういう意見がありますということを我々が知らないままにしていかれるということになると、最終的には、決議の前後、そのほか知りませんけど、審議事項は換地設計の取扱いについてということになると、「せんにん」的に我々はこういう経緯をやりましたということを「せんにん」的にやられるわけですから、要するに審議することができないでしょう。こういう意見が出て・・。
◎：　ちょっと待ってください。
○：　いいですか。
◎：　はい。
○：　ひとつこういう議論ばっかりやってこの審議会がどうなのかということですね。これは、全然建設的じゃあない。プラスじゃあない。プラス・マイナスや色々な評価、表現もあるわけなのですけど、でもこれを生かしていかなければいけない。明日の私たち、皆さんのご意見ね。だから、色んな意見が当然あって当たり前。だけど、どれをどう話すか、同時に全部やるって、これは無理なのですよ。一つ一つやらなければいけないことは、もう間違いないです、議論するのはね。だから、一つ一つ集中してやりましょう。そのために順番を追ってやるということなのですから、それでやっていかなければ、初めからこんな混乱してどうするのですか。
◎：　○委員のおっしゃられるとおりです、と私は思います。ですから、事務局がＡさんからこんな意見出ましたよと、Ｂさんから出たよと。
○：　そうそうそう。
◎：　それを次回から具体的に審議したい、こういうふうにおっしゃっているわけですから、今そこで邪魔をつけてもしようがないですよ。
○：　そうそうそう。
◎：　事務局から発表があって初めて・・。
○：　だから、順番が・・あれもこれも・・どうしようもない。
◎：　事務局の意見が違っていたら違うと言えばいいんです。
○：　そうそうそう。
◎：　でしょう。
○：　そうです。だから、やっぱり・・。
○：　誰がやったって、素人であろうが、玄人であろうが、誰がやっても一緒なのです。やっぱり順番を話して、順序を立ててお互いが議論しなければ議論になりません。これは、だから、その順番から先に考えてください。以上です。
◎：　だから、審議会は何もイエスマンじゃあないですから、いけないものはいけないとは

っきり拒否すればいいことですから、ですから、次回から審議をしたいと事務局が言っているわけですから、応じればいいじゃあないですか。

○：　応じる応じないではない、それが筋ですよ、当たり前のことですよ。どんどん先に進めてください。それから、その結果で、また、お互いに話し合いましょう。

◎：　貴重な時間ですから、無理言ってもしようがないと思いますので、今の所長の縷々説明がありましたが、その報告に対して了としてよろしいですか、いかがですか。

○：　今までのところは、皆さん聞いている中で話しているわけですから、その中でこういう問題があるって、それぞれ皆さんがそれを念じておいていただいて、この次に出す、あるいは出すときに出す、しっかり話をする、それでいいと思います。

◎：　何も決定とかじゃあなしに、報告事項と言われますから。

○：　誰も話もできない、誰も意見を・・そんなことじゃあないですから。

◎：　こういうことがあったという報告ですから。

○：　それからもう一つ、色々と外から色んな声が聞こえてくるから、あえて反応しているわけなんだけどね。反応しちゃあいけないんだけどね。だけど、やっぱりそんなことをする前には・・。市の職員の人に、それこそ、その時にお名前を聞いて、それからその人の用件も聞いて、きちんと順序立ててからお話したほうが、筋も立ててやられたらいいんであって、ここへきてから全然場違いなことやられる、これは妨害としかいいようがないです。審議の妨害です。

○：　ちょっと待ってください。妨害という・・。

○：　これは私の意見です。

○：　あなたの意見ですか。審議委員の意見であって、私が言っているのは、要するに審議事項を進めていくということの前提ですけども、そこに対する意見は聞くという・・。そうですよ。それはどっちの意見も聞かなければいけない。

○：　審議会は審議会ですから、審議方法を審議していかなければいけないということを・・。

○：　いや、今ね・・外から出ちゃあいけない声が出て、今この問題が出てるのですよ。

○：　会長が、前回の資料を見ればわかるように、会長の不信任まで出ているわけですよ。

◎：　いいですよ。

○：　それについて、あなたが説明していくことじゃあ・・。

○：　今、会長さんである方はね、こんな人にそんな無茶な暴言吐いちゃあいけませんよ、それは。

○：　無茶な暴言とは・・。

○：　いや、今、会長さんでしょう。

○：　そこのところを間違っているんですよ。この中の議事録を・・わかるほど、この中にはすごい社会性を持った・・。

○：　こんなことやっていたらいつまでたっても審議ができません。

○：　問題じゃあないでしょう。

○：　審議時間の・・。

○：　そこのところを会長は会長として、議長は議長としての審議をやるんだったら、その説明についての経緯を教えてくださいと言っているのに、それについてあなたが・・。

○：　今の報告事項の（1）で、今までの経緯についての報告があったわけでしょう。それ

はそれとして、報告なので。それはそれとして、むしろ次の１２回審議会議事録の内容について、これは偶然にも○委員と○委員が議事録の署名者なので、それは当然のことながら、議事録に載ってる発言がこういう発言があったということの確認です。議事録署名者っていうのは、議事録でこういう会議で発言があったということの確認をお二人が会長とともにされたわけで、それについて、この内容でいいというような、ちょっとくどいですが、さっき言ったようにこういう発言があったということの確認ができるかできないかということを皆さんの意見、特に、別に他の人がどうこうとか、お二人、三人がどうこうというのではなしに、そういうことを簡単に、意見があれば聞いて、意見書の処理方法についての審議に入ったらどうなのでしょうかと思います。

○：　順序を正しくやっていただければいいのです。皆がワアワア言ったってどうしようもない。

○：　だから順序が間違っている。

○：　だから、○委員さんね、ちょっと口が多すぎる。

○：　だから、口が多すぎるとかなんとかという暴言を吐く。

○：　いや、暴言じゃないんですか。我々が妨害されているのですよ。

○：　我々が妨害されているのなら、正当に述べているからですよ。あなたが言っている言葉は相手に対する非難じゃあないですか。それを言うのが審議会なのですか。

○：　冗談じゃあないですよ。

○：　冗談とはどういう意味ですか。そこのところ事務局、どういう社会性を持ったこの審議会・・。職員はここで大きく変わっているのですよ。それの協議事項を求めるまでは電話で聞いているだけなのですよ。私はいなかったから・・。

○：　これは報告事項だから、（１）今までの経緯については色々議論があったということは議事録に残す。それから次に、第１２回の議事録の対応についても色々意見があれば意見を残すという形で、報告事項は・・次に意見書の処理方法・・ということで進めていただいたらどうでしょうか。

◎：　○委員の意見ですが、いかがでございますか。

○：　僕はいい。

◎：　私はこれで・・。

○：　○委員のおっしゃることは・・。

◎：　できたらいきたいと思いますが。

それでは、（３）の意見書の処理方法について・・。

○：　ちょっと、ちょっと。議事録・・。

○：　まだ２番が残っています。

５報告事項（２）「第１２回審議会議事録の内容について」

◎：　議事録の内容について説明をお願いします。

●：　審議会資料の２ページからが議事録となっております。議事録といたしまして、会議開催の年月日、時間、場所、出席者、欠席人数、審議会会議内容を取りまとめることとなっております。

次の４ページからが議事録でございます。審議会の内容といたしましては、審議会内容の１及び２の開会から会議の成立宣言、３といたしまして事務局開会の挨拶、４とい

たしまして署名委員の指名、５といたしまして報告事項１「第１１回審議会議事録の内容について」をまとめさせていただいております。また、１２ページからが、６といたしまして審議事項１「第７号議案発表すべき換地設計（案）について」でございます。最後に、３２ページに７といたしまして、閉会がございます。

議事録の内容につきましては、時間の制約がございますので、省略をさせていただきます。なお、今までと同様に、発言者に関しましては記号による表記のみとさせていただいております。以上、議事録に関する説明を終わらせていただきます。

◎：　ありがとうございます。

単なると言ったら言葉が軽いのですが、議事録でございますので、委員の皆様方にはほとんど質問はないと思いますが、いかがでしょう。

◎：　それでは、ありがとうございました。

引き続きまして、会議次第５報告事項（３）「意見書の処理方法について」でございます。この件につきまして、事務局より説明を求めます。

５報告事項（３）「意見書の処理方法について」

●：　「意見書の処理方法」についてご説明申し上げます。

まず、１番といたしましては、供覧者の状況報告というのをまず初めにさせていただきたい。平成２３年７月７日から２０日までの２週間、換地の供覧を行いました。その結果をご説明いたします。

前の方すぐに準備いたしますので、もう少しお待ちください。

前のスクリーンをご覧下さい。これが換地設計案の供覧結果ということでございます。上の３行が、どういう供覧があって、意見書があったかということでございます。その下が、その意見書に対してどういう内訳、内容があったかということをまとめた表でございますが、まず地権者数、マンション分７２名を含みまして、全て２８７人。その内訳といたしまして、土地所有者２８５名、借地権者２名。供覧者につきましては、再度供覧された方も全てを含みます。一番右端に再供覧３１人、これも全て含みまして、供覧者数が１６６人ということでございました。実質の供覧者地権者数、再供覧を除きますと１３５人。意見書の件数といたしましては、１１２通という意見書が提出されております。供覧者の状況報告は以上です。

続きまして、意見書の分割紹介ということをご説明させていただきます。

この度の審議会では、事前に配布いたしました資料のとおり、意見書自体の採択、不採択の処理はこの度は行いません。ここでどういう意見書が出たかというご紹介をさせていただき、主な意見はこういうのがあったというのをご説明したいと思っております。大きく分類いたしまして８項目に分類いたしております。実際に２週間の間、意見の提出総数は１１４通ということでございましたが、差し替えをされた方が２名おられるということで１１２通ということになっております。

大きく分けました８項目についてご説明いたします。

まず、位置についてでございますが、これが２１件ございました。この主な内容といたしましては、「都市計画道路沿いでない場所を希望する、鉄道に近い換地は認めない、現地に換地希望、都市計画道路沿いに換地してほしい、換地を変えてほしい、照応の原則違反」などが主な意見でございました。続きまして、地積という項目でございま

すが、これについては１件ございました。その内容といたしましては、「基礎控除のかける場所が違う」ということでございます。

続きまして、減歩に関しての件数、１０件ございます。その主な内容といたしましては、「減歩面積が多大で救済措置がない、減歩そのものは受け入れない」など、主な意見でございました。続きまして、形状につきましては、２４件意見内容がございます。その主な内容につきましては、「南道路から北道路に移設するのは認めない、３カ所に分割してほしい、５角形の換地になっている、分割されている換地を一体的に換地してほしい、換地の形状が台形になっている、南道路沿いに換地すべき等々」、主な内容でございます。続きまして、環境という項目につきましては２２件ございました。その主な内容につきましては、「換地の宅地と宅地の間では農業が続けていけない、マンションにより日照が悪くなる、道幅が狭く危険である、日照の面で悪化する」などでございます。続きまして、不均衡ということにつきましては、特にございませんでした。

利用状況につきましては２件。その主な内容といたしましては、「農地として換地していない、換地の間口が狭い」というような意見がございます。

最後に、トータルについてでございますが、その主な内容は、「県都市計画審議会の附帯意見を守り、事業は住民合意で進めること、頼みもしない押し付けの区画整理事業で私の所有地を一方的に減歩すること及び一方的に動かすことは認めません」などでございます。

その他につきましては、先ほどちょっと申し忘れたのですが、１０８件ございます。全体の約５７％がその他の状況です。

先ほど申しました県の都計審の附帯意見を守るということと、減歩とか一方的に動かすことを認めないという意見につきまして、これは５２通ございました。これにつきましては、これを記載しているコピーに住所、氏名を書いて提出されているというのが５２通あるということでございます。その他の意見といたしましては、「建物を新たに建てる資金がない、白紙撤回、移転費用に不安、換地を買ってほしい、アパートの補償が不安、断固反対、金銭的に対応できない、換地に地権者の情報が入っていない、農業の補償をすべき」などでございます。これは主だった意見ということでご紹介させていただきました。意見書の内容件数につきましては以上でございますが、次回の審議会におきましては、これらの１１２通の意見書を個々に採択、不採択のご審議をしていただくようになりますので、ここで今一度、先ほども委員さんの中でご意見ございましたが、今一度審議会の役割と権限について確認したいと思いますので、というのも最近関係権利者の方から審議会委員の方が換地を決めるのか、事業の賛否を決めるのかというようなことをよく耳にいたします。その都度、そういうことは審議会の方々の権限がないですよときっぱりお断り、否定はしているのですが、今一度その役割というのを確認したいと思います。これからお手元に第１回で皆様にお配りしました資料をお渡ししますので、しばらくお待ちください。

よろしいでしょうか。これが第１回審議会の時に土地区画整理審議会委員の役割と権限ということでお配りしております。朗読させていただきます。

まず、大きく分けて、審議会では意見を聞く場合と同意を得る場合に区分されます。その中で、意見を聞く事項といたしましては、まず上から「１、換地計画に関する事項」、（１）換地計画を作成しようとする場合、（２）換地計画の縦覧により意見書の

提出があった場合の内容審査、（３）換地計画を変更しようとする場合、（４）換地計画の変更の縦覧により意見書の提出があった場合の内容審査、それから「２、仮換地の指定に関する事項」といたしまして、仮換地及び仮に権利の目的を指定しようとする場合、一番下、「４、事業運用上意見を聴いて進めることが望ましい」、換地設計案の発表、閲覧・公開、換地設計に関する意見書の審査ということでございます。同意事項といたしましては、「１、（５）宅地地積の適正化」、イ、地積が著しく小さいため地積を増して換地を定めることが著しく不適当な住宅の換地を定めないとき、ロ、地積を特に減じて換地を定めるとき、「（６）特別の宅地に関する措置」といたしまして、換地計画において特別の定めをしようとする場合、「３、評価員を選任しようとする場合」、以上が同意を得る事項でございます。これらが区画整理審議委員の権限ということになります。これらの事項のみ公平公正の見地から審議していただくわけで、事業の賛否、補償の仕方等々を審議する機関ではないことを申し添えておきます。

次回からの審議会は、この表の４番の「換地設計に関する意見の審査」ということになりますので、換地に関することのみの審議になります。従いまして、先ほど紹介いたしましたその他については審査対象外ということになります。しかし、意見書の内容としてこのような意見があったという紹介は必ずさせていただきますとともに、回答させていただくように考えておりますので、この点はご理解をしていただきたいと思っております。

続きまして、この度の意見書の処理の仕方でございますが、先ほども述べましたとおり、１１２通と大変多くの意見書が提出されております。市といたしましては、「関係権利者の皆様方全てができる限り整形な換地になるよう、できる限り高い減歩にならないよう、できる限り照応の原則に沿うよう」配慮して換地設計案を作成しております。審議会委員の皆様方には、このような見地から全体的な面を見ていただき、公平公正になっているかを一つ一つの意見書についてご審議いただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、意見書が採択になった場合、不採択になった場合、今後どのような取扱いになっていくのかということをご説明いたします。まず、意見書が不採択になった場合でありますが、換地に関する事項以外の意見書は審議対象外となりますので、不採択になろうと思いますが、このような場合につきましては、先ほど申しましたとおり、市が直接個別に回答を行い、ご理解していただくように努めてまいりたいと思っております。

続きまして、換地に関する事項で不採択になった場合につきましては、「このままで何もしないで放っておく、何もしない」というわけではございません。次の諮問事項であります換地設計の軽微な変更の取扱いにつきまして審議会からのご同意をいただけましたら、市で軽微な変更はできることになります。この場合の条件としては、不採択になった意見書に対して、できれば審議会から「市としてできる限り調整に努めること」などの附帯意見をつけていただければ、この附帯意見を踏まえて、例えば市の開発公社用地を実際換地しておりますので、この換地同士で交換する、また個人の換地との交換交渉も市の方で行ってまいります。その中で、意見書提出者のご理解をいただくように考えておりますので、決して不採択になったからといって何もしないということではございません。この点は強く主張させていただきます。

次に、採択になった場合につきましては、１街区の中だけ街区・街区、要するに区画道路で囲まれている一団の宅地が色々ある所が街区というのですが、これが４６街区あります。その街区の中だけの変更であればまだしも、２街区以上変更するようになれば、大変大がかりな変更になりますので、修正時間も非常にかかってまいります。変更することで影響する換地全ての方に再度、前回同様「換地の供覧」を行い、意見書の提出ということになってまいります。このことは、第９回審議会資料の換地設計基準３８ページ、第１７換地設計の決定に明記されているとおりでございます。このようになった場合は、前回は納得して意見書を出していない人が換地が変わってくることになってまいりますので、そのようになった場合、納得している方についても納得しないということで意見書が出てくるというようなことになるかもしれません。そのようになった場合、納得している方についても納得しないということで、意見書が出てくるというようになるかもしれません。そのようになりますと、同様に、再度意見書についてご審議していただくようになります。また、採択されれば、同じような行為をまた続けていくということになりますので、採択になった場合には、このように取り扱っていくということになります。

最後に、前回１２回の審議会の中で、次回の審議会は意見書の処理を行ってまいりますので、個人情報を含むということになっていたため、非公開になっておりましたが、今年の７月１２日、副市長を初めとする地元との対話集会、５５名の参加がありました。参加された方からは、さまざまな事業に対してのご意見、要望等を承っております。これにつきましては、事務所、市の方で対応してまいりますので、当審議会で諮る必要はないと思っております。その対話集会の中で、意見書提出者本人が傍聴するのであれば、個人情報に抵触しないので、そのようにさせてほしいとの要望がありました。市としても、ご本人の審議ですので了解したという次第でありますが、この方法についてご提案させていただきたいと思いますので、会長、提案のほうよろしいでしょうか。

◎：　はい。結構でございますが、具体的に提案してください。

●：　はい。では、今一度、傍聴ということについて市の方で関係部署に確認しましたら、例え本人の意見書を審議する場合でも、「傍聴」という言葉を使用するのであれば、審議会が「公開」という扱いになるという見解でございました。要するに、「傍聴」ということであれば、「公開」ということになろうかということでございます。しかしながら、先般の７月１２日に地元との約束ですので、「傍聴」という形式、言葉を使用するのではなく、「審議会を聞くことができる」という言葉にいたしまして、ご本人の意見書の審議の際には、ご本人のみがその審議を聞くことができるようにしたいと思います。ただし、審議会委員の皆様方におかれましては、意見書を提出された方の中にご近所の方、顔見知りの方、知り合いの方、多々あろうかと思います。そういう方の前で、ご本人を前にして意見を述べる、採択をするというのは、非常にやりづらいというのではないかと思いますので、本当の意味の審議ができないと推測されます。事務局より審議を開く場を設けるルールをご提案いたします。

まず、意見書の処理の順序につきましては、事務局より次回審議会においてこのように説明させていただくということでございます。意見書の処理の順番としては、事務局より実際に提出された意見書を今のようにパワーポイントで前のスクリーンに映し出します、現物を映し出します。そして、事務局の方で朗読させていただきます。次に、意

見書調書を作成しますので、その意見書調書を同じようにスクリーンに映し出して、今ある場所、従前の場所と換地の場所を示す図面も用意いたしますので、その図面を用いて説明を行います。その後、換地設計案の内容、意見書の要旨、施行者である市としての見解を述べてまいります。この間については、意見書提出者の方ご本人に実際にここに入室してもらっておきます。その後、審議委員の皆様で意見交換、意見を交換するようになろうかと思います。議論をしていただくようになろうかと思います。その前には退席していただくように考えております。また、聞くことができるのは、意見書提出者ご本人のみとさせていただくように考えておりますので、このご提案、会長のほうよろしくお願いいたします。

◎：　はい、ありがとうございました。

細かい説明をいただきまして、それに対する委員さんのご質問等ございましたらお聞きしますが。どうぞ、○委員。

○：　基本的には賛成ですが、問題は、１１２人で、それで私は同席してもらうというよりは、意見書について、時間の制限はある程度やむを得ないでしょうが、意見を言ってもらう機会を作るということでしょう。そうなると、一人一人が１００人、例えば、ここでずらっと、ほかの建物にでも待機してもらって、はい終わりました、次、終わりました、次という、これは技術的に、私はその提案に賛成です。ただ、そういうことが簡単に場所を変えて、どちらか駅のホテル辺りに意見を言う人に固まってもらって、一人一人誘導して、その場合は・・時間の制限はあるけども意見を言ってもらうということが現実的に可能なのですか。１００人いたら１人が結構・・。

●：　よろしいでしょうか。

◎：　はい。

●：　１１２通、大変多い数であろうかと思います。まず１点、○委員が言われましたことの中で、発言についてしていただくようには考えておりません。先ほど申しましたように、事務局から実際に意見書を前に映し出します。実物を映し出して、それを事務局の方で朗読いたします。次に、意見書調書をスクリーンに映し出して、換地の場所、今の場所等の説明をした後に、換地設計案の内容、意見書の要旨、それから市の見解を述べる、ここまで席に座っていただくということでございます。

以上でございます。

もう一点ございました１１２通の意見書をどういう形で処理していくかということでございますが、意見書の内容によって、審議する時間が多少変わってくるかと思いますが、１回で当然審議会は終わらないと考えております。２回、３回と行うことになると思います。ある程度、市の事務局の方で想定時間を想定した中で、その意見書を出されている方に、あなた方は２時１０分に来てください、あなたは２時３０分に来てください、時間については多少前後するやもしれませんということで、時間配分させていただいて、隣の部屋とかで待機していただくというような形でやっていけたらと思っております。

以上でございます。

◎：　１人何分ぐらいと考えていますか。

●：　意見書の内容事項によって短くなる場合もあろうし、長くなる場合があろうかと思います。それは事務局の方である程度想定させていただいた中で時間配分、来ていただく

時間等決めていきたいと思っております。

◎：　わかりました。

事務局からそういう提案がございました。審議会委員が意見を言う直前に退席していただくという方向でいきたいということでございますが、それにつきまして・・。

○：　今の提案・・原則は意見書については非公開にして、ただし、意見書を出した本人については、その場へ入っていただくということですよね。

◎：　そうですね。

○：　それと、また今、提案があったように思うのです。意見を言って退席してもらう、それを審議の内容までその場にいてもらうというのは、これ審議会の性格上、これ提案だったらここで決めなければいけませんね。私は個人的には反対です。審議会の意見は十分言っていきたい。意見を聞けるのかな。もう大昔の話ですけど、倉敷駅前審議会、再開発審議会、私、会長をしていました。数は少ないけど、出て来て意見を聞いた。それで、あの時会長だったのです。意見を聞いた。しかし審議の時は退席していただくよ、これは審議会の性格上、当然なのです。その２つ、要するに、意見を言っていただくかどうか、これは聞かないというのならいいですよ。だから、一応委員が決めることです。これは委員会で審議する。それについて委員の意見を聞いてもらったらどうでしょうか。

◎：　確認をさせていただきますが、事務局の提案は、審議会で意見書の説明については意見書の申出人に立ち会っていただきますけども、その後の審議の場の前に退席していただくと、こういう考えでございますね。

●：　はい。その方がいいのでないかということでご提案させていただいております。

◎：　その提案に対しまして、委員さんご意見がございますれば、ご発言をちょうだいしたいと思います。

○：　それでいいと思います。

◎：　皆さん、いかがでしょう。はい、○委員。

○：　７月１２日の市民と副市長以下との話の中で確認できたこと、約束したことがそれで全て守られるのであればいいですけど、その確認できたこととか、約束したことというのは今までの間に全て出ていますか。私は出てないと思うのです。

◎：　どうぞ。

●：　今、○委員がおっしゃいました７月１２日の件につきまして、先ほど意見書の処理はこうするということで少し紹介させていただいたのですが、先ほどお配りいたしました土地区画整理審議会の権限ということで、これに準じた形で委員の方には意見交換とご審議していただくと思いますので、７月１２日の要望の回答につきましては市といたしまして、新たに回答はさせていただくというように考えておりますので、よろしくお願いいたします。

◎：　○委員、そういう回答でございます。その他に何かご意見がございますでしょうか。

○：　ちょっと待って、私にそれでいいかどうか聞かないのですか。

◎：　聞いてもいいですけど、聞いてもまたいい回答にならんでしょう。貴重な時間ですから、審議会の権限といいますか、責任といいますかね、それ以外のことをして・・云々というのは、関係地権者と市との関係ですから、審議会には直接関係ないと私は理解しております。ですから、審議会は審議会で協議して話を進めていく。だから、今の審議

会は審議会で協議して話を進めていく。だから、今の審議の場へ関係権利者を立ち会わせという意見が多いのなら決めればいい。それは、事務局が言う知人もおられるでしょうし、非常におもしろくない立場にお互いになるんじゃあないかと。で、遠慮してもらおうというのが、事務局の考えだと思いますし、私もそれは妥当な考えだろうと私個人は思っております。

はい、どうぞ。

○：　説明を聞いて、その場でぽんぽんぽん決めていくのですか、そうではなく、ある程度説明して色々、１件だけの議決ではないんですね。説明を聞いたのを、百何十件を一度にやるか、分けてやるかは別として。その場でぽんぽんぽん結論出すという訳ではないでしょう。

○：　ちょっと待って。それは１件ずつ出すのですか。

○：　それはそうなんですけど、説明を聞いて、その都度ぽんぽんぽん出していくよりも、全体について説明を聞いた後、○委員がおっしゃっるように１件ずつ出すんで、もうまとめての結論出ません。それはわかる。ただ、その場でぽんぽんぽん、説明を聞きながらぽんぽんぽん決めていくわけです。

○：　そこでその・・決めたら審議会が決めたことになるんですよ。

○：　いやいや、審議会で決めるんですよ。

○：　審議会で全体処理について、私が言っているのは、全体処理についてどうするかは審議するんです。でも、個々の地権についての意見交換もするべきだと思いますけど、そこになってくると今度は個人情報の本分になってくるでしょう。ですから、賛成者にとってはやりましょうということかもしれませんけど、反対者にとってはどうされるんですか。反対の意見はすごくパーセンテージで大きいわけですよ。そういうものについて、１件ずつされるのは事務局がどうしたらいいかということの全体協議をした上でやらないと、意見書の意見は反映されないじゃないでしょうかと思いますが、それを会長と○委員は賛成か反対か知らないけど、この両面についてどういうふうにするか・・。

○：　意見書の提出があった場合の内容審査、それでその意見、だからこれはあくまでも一般的な意見じゃないです。具体的にその意見書についての内容審査をして意見を述べるかです、これは。

◎：　具体的には個々の・・。

○：　だから、やはり個々のをやるのですが、私が質問したのは、百何十人に立ち会ってもらって、はい、次、はい次といってその都度審査がぽんぽんぽんやっていくように簡単にできるかどうかという質問なのですよ。

○：　内容にもよりますよね。

○：　その内容によります。

意見の内容を考えて、場合によっては日を決めて、日を変えてそれについてはこうだ、これについてはこうだという意見になるのではなかろうかという質問なのです。

●：　はい。

◎：　どうぞ、事務局。

●：　具体的にご説明いたしますと、先ほど申しましたように、意見書自体を必ず前に映し出してきちんと読み上げます、皆さんの前で。その際と、それから後、市の方で説明、市の見解などの説明をいたします。それまで意見書の提出者ご本人はおっていただく。

次の意見交換、審議、実際の審議になってこようかと思いますが、その時の前に退席していただく。そして、審議委員の方々にはその案件についてご審議していただいて採決していただく。ですから、一件一件ご審議して採決していただくという形をとりたいと思っております。

○：　難しいなあ。

○：　難しいなあって、それが７月１２日の対市交渉の場での約束なんです。

◎：　それはそれで約束すればいいけど、審議会とは関係ありません。

○：　いや・・。

◎：　それは関係ないです。

○：　関係があるとかないとかの問題じゃあない。

◎：　だから、審議会としてどうするかということを決めればいいと私は考えております。

○：　いや、会長と事務局がお話ししたのですか、そういう。

◎：　えっ。

○：　会長はそっちの方向で物を進めようと言って・・。

◎：　いやいや、全然。

○：　全然話し合ってないのでしょう。

◎：　はい、しておりません。

○：　してないのでしょう。

◎：　はい。

○：　それを何でそういう問題をどうするかの処理を皆さんで判断しないと、あなたがこれでよろしいでしょうか、時間がありませんとかいう意見にはならない、議長はあくまで議長ですからね。

◎：　いやいや、今の事務局の提案をどうするかということを諮りたい、お尋ねしとるわけですから。そうでしょう。

○：　それから先に・・。

◎：　いや、事務局はですね・・。

○：　いやいや、それについてあなたはどうするかという問題を提案してくる以前に、その前に情報の公開の前に個人から出てきた意見についてどうするかの審議をする、そういうことについて、個々に出てきた意見について公開することはいいと思います。それをどうしましょう、そこに１件ずついるとかいないの問題じゃあないですよ。そういうことになってくると個人情報がある。皆さん理解できるかもしれないけど、理解できない・・。

◎：　日本語としてわかりにくい、わかりやすく言ってください。

○：　日本語はそういうものですよ。何か横文字を入れるかどうかということじゃあないですよ。

○：　審議会の委員としての意見を言いましょう。どうです。一つには、意見書そのものがたくさんの項目で構成されている意見が多々あるんだろうと思います。たった一個だけというのはあり得ないと思います。そうした場合に、各項目ごとに審査をするのか、意見交換と審査を。次に、第２点目、それに対して要するに賛否をとり、なおかつその時に一回審議会のその時の出席者の中の何分の１が賛成、何分の何名、何分の何が賛成、何分の何が反対という形のその意見に対する審議会の委員の意見の割合、これをきちっ

と表記して・・その２点について提案します。いきなりばさっとこれは不採択、これは採択ということには・・意見が集約できないと思います。

○：　あのね。

◎：　はい、どうぞ。

○：　意見が一つだけならそれでいいんですけど・・幾つも意見書ある場合に、項目別に分けて、それぞれの項目別に・・。

○：　これは採択、不採択・・。

○：　意見書は一つですからね。意見書を出した、その意見書についての採択、不採択ですからね。そうすると、意見の内容があの中の２つか３つに重なっている場合、項目別に決定ができないわけです。

○：　どうして。この項目はもっともだ。この項目はもっともではないという言い方でやっていけばいいでしょう。マル・バツ、マル・バツという形。いきなりばさっと、不採択になるような項目があるから、じゃあその意見は全体を不採択とするという、ばさっと切られたのでは地権者はたまったものじゃあないと思いますよ。

○：　そうです。

○：　私も地権者としてはっきりそう思います。

◎：　事務局の考えはいかがですか。

●：　事務局よりご説明いたします。

あくまで○委員が言われたように、意見書、一つのＡさんが出した意見書について採択か不採択かという形で進めていきます。今、○委員が言われたように、例えば５項目出ているということの１から５、１はバツとか、２は何とかいうようなことはいたしません。ただ、５項目出ておれば、５項目に対して個々に市の意見、見解は書かせていただきますし、述べさせていただきます。

○：　ちょっとよろしいでしょうか。

◎：　はい。

○：　この問題は非常に専門性の高い問題で、ですから我々諮問（審議）委員が簡単にマルだのバツだの、そんなことで決められる問題では、大枠で決めるような問題ではないんです。個々に、それこそ一人一人の専門性の高い議論として、全部は違うと思うんですよ、色んな質がね。だから、その辺りを十分踏まえて、その後でまずご本人が納得されるまでお互いに議論を交わしていくべきだと思うんで、これはただ大枠でこう決めたからこうだというのではなく、やはりその専門性の高いものは専門員がじっくり考えていただく、それからその考えたことについてご本人たちもよく考える、これは大事なことだと思うのですよ。

◎：　そうですね、それはご納得いただかなければいけないわけですから。

○：　だから、そういうところで僕らは、例えば、私達が諮問委員としてはそこまでの専門性は高くないです、はっきり言って。これは一般論としてはこうだという議論的ないわゆる簡単なことであればわかることもあるかもしれませんけど、でもこれは本当に大変なところで、相当勉強しないことにはわかる問題じゃあないと思うんですよ。ですから、やっぱりそういう専門家の・・僕は思っています。是非よろしくお願いします。

◎：　はい、どうぞ。

○：　ちょっと事務局にお尋ねしたいのですが、今こちらの委員が言われたような、私、非

常に私自身そういう能力があるかどうかの問題もあるわけなのです。それに対して、１１２件ですか、この内容に非常に専門的な意見書が出ているのでしょうか。出ていると思うのですけど、どのくらい、お尋ねして我々の判断で決めれるのですかね。そういうふうに考えられるわけですかね。内容なんかも私は全然知らないわけでね。

●：　よろしいでしょうか。専門的なことと言われておりますが、実際に専門的なこととなれば、換地の計算ですね。要するに、従前地の値がどうだとか、換地の評価の値がどうだとか、このような計算上の仕組みの難しい質問、意見書等は出ておりません。先ほどご紹介いたしましたように、主だった意見といたしましては、先ほどの８項目ですが、分類しております。例えば「間口が狭いとか、農地として換地できないとか、建物を建てる資金がないとか」、そういうような主だった内容について、市の見解ですね、わかりやすく市の見解を述べさせていただいて、皆様に「これが公平公正になっているのか、周りを全体を見てなっているのか、いやいや、この人だけはちょっと不利益をこうむってるんじゃないか」というようなことをご判断していただければいいと思っています。だから、その専門的な○委員言われたようなそういう特殊的なものは必要ないと考えておりますので、できるだけ事務局としてもかみ砕いてわかるようにご説明はさせていただこうと思っております。以上です。

○：　もうちょっと。

◎：　はい、○委員。

○：　これは非常に大事なことで、何も世界でもそうですが、エビデンスと言いますのが、証拠ですよね、その論拠と言ってもいいですが、これが必要なことであって、これ一番納得しなければいけないのはまさに当事者であるわけ、あるいはご本人であるっていうことは言えるわけなんで、ここを大事にしなければ、ただ専門家が言ったからこうだとか、あるいはそれに近いような人物がこうであったとかいうのではなく、やはり一応エビデンスを大事にしていかれて、それからそれを論拠にして、そうなるとやっぱり納得する努力してもらわなければいけないと思うんですよ。ただ反対すればいいというのでは、これではいけないです。やはり皆で納得できて、それで・・。その範囲内だったら、それこそ諮問委員会でも多少はお役に立てるかもしれませんけど、やはり専門性ということが十分伝わっている、この前提でやはり全体の公論っていうところにつながってくるんじゃないかと、私はこう思っています。
以上です。

●：　こちらの方の○委員の考え方を十分考えた上でご説明させていただこうと思います。

◎：　大変な作業だと思いますし、次回以降のことを考えたら私も頭が痛いのですけども、どういうふうな・・大変なことだと思っております。それはそれとしてやらなければいけないことですから、審議会として、やろうではありませんか。それで、事務局からの提案で、関係者の立会いというのですか、それについて意見を述べて、審議会が審議する前に退席していただくという事務局の提案でございますが、審議会委員の皆様のご意見はいかがですか。もうそろそろ結論を出すべきだと思っておりますが。

○：　いま一ついいですか。

◎：　どうぞ。

○：　私が一審議委員ということで、事業の責任はちょっと難しいと思います。ですから、やはりそれぞれの専門性の高い議論で、それから・・公論につながっていく、その中

で・・。

○：　私が申し上げているのは、やはり公論が大事、公論というのは誰が考えても公平であるというようにつながっていく。皆さんが納得できるというようにはできない。ですから、専門性があるからといって専門性がどんどん出ても困る。それから、言ってしまえば極端な・・全く素人が専門性の高いものに、これを勝手に判断する、これもいけない。やはりその辺りをお互い譲り合って、そして一番大事なことは、そういうことを十分手続をスムーズで、その後でこうなっているので決める、どこかにやはり決めてがあると思うのですよ、お互いの常識の中でね。ですから、私は良識とか常識というのは必要だと思うのです。これを超えて議論したって何にもなりません。ですから、やはりそこは譲れると、ここは譲れない、だからここはこういうふうに自分たちは考えたんだからということは一市民として皆さん・・当然言われていいわけなのですが、それを言わないで、あるいはそういうことを努力しないで、それでもって、いや、決められたことだから、これは要らないと思いますよ。ですから、十分そのことについては知っておいてほしいですね。そういう努力は個人個人で皆さんやっていたら・・僕はそう思っています。以上です。

だから、我々もこういう負担は負担していただきたい、これは非常に難しいところです。

以上です。

○：　よろしいですか。

◎：　どうぞ。

○：　意見書のことなのですけど、市の分はご説明いただくわけですけど、委員として、ただ耳に入って言葉というのはすぐ消えますので、その意見書を回収していただいて結構なのですけども、その場で一応意見書のコピーを読ませていただくことはできますでしょうか。そうでないと、耳から入っただけではすぐ消えますので、はっきりした意見を述べるということが、委員としての意見を述べることができないと思うのです。だから、やはり文字として自分で読んで、短時間ですけど読ませていただいて、それで判断をさせていただきたいなと私は思いますけれど。そのコピーはもちろんそれが済んだらすぐ回収していただいて、それは当たり前だと思いますけど、個人情報ですから。

◎：　それは事務局可能ですね。

●：　審議会の皆さんがそれでということであれば、当日ご用意いたしますけれども。そちらの方で決めていただいたら・・。

○：　だから、意見をくださいと言っているので、それをどう処理するかではなく、こういう意見ができましたということは、今、事務局として説明はあったけども、我々見ることができないから、わからないからコピーくださいって言っているではないですか。いや、そのコピーについて、誰がこういったということではなくて、こういう意見があったという件だったら構わないじゃないですか。

○：　今、○委員さんのおっしゃっていることは違うのですよ。そういうことではなくて、これは一つ一つの所有者の権利のことに関わってそれぞれのデータが出てくるわけですから、だからデータはたくさんあるわけなのです。だからこれを皆が公開して、あるいは皆で・・そういう簡単なものではないんです。ですからこれは個々に処理されればいいわけなのですから。ただ、それを全部公平にやるという意味で、私がこういうことを

申し上げたらいけないかもしれませんが、今出た書面にして残すっていう、それはいいと思うのです、色んな形としてね。言葉ではなく。それはこういう話で自治体なんかがこういう会議があった時の会議録というのがあるのと同じで、やっぱしそういう書面が最後まで残っていくべきだと思うし、一つ一つの経過があって・・いいと思うし、ただ聞いたとか、聞かされたとかいうことではなくて、ということなのですよ。

◎：　わかりました。どうぞ。

○：　後で回収するのはいいけれど、その前に意見書を配布して単に聞くだけではなく、また・・見るだけではなく、見せてもらう・・別に問題ないわけでしょう。回収すればいいわけ。

●：　はい。

◎：　それは可能ですね。後で回収するのですから。

●：　はい。審議会の方で決めていただければ、事務局の方はどちらでもいたします。

○：　それはいいのではないですか。

◎：　はい。それは個人情報ですから、回収してもらわねば困りますから。

○：　いや、誰が言ったというのは回収してください。

◎：　いやいや、個人の意見書。

○：　個人の意見書。

◎：　意見書も個人の情報ですから、審議会の委員さんに見ていただいて、読んでいただいて、後回収してもらわなければ、それはいけないと私は思います。私はそう思いますが、委員の皆さん、ご意見どうですか。

○：　ちょっと待ってください。事務局云々の問題ではない。

○：　それで、その採決のイエスかノーかとか、あやしいとかわからないとか色々あると思うのですけども、それだけのことを決める力や、専門的な考えがあるかどうか。もし間違っていたら、その人たちにご迷惑かけるかもわからないと思って不安なのです。どんなものが出てくるのか、不動産の勉強しているわけでも何でもないのでね。どうなるだろうかと思って心配です、百十何件も。

◎：　大変と思いますね。

○：　はい、公平な公平なと一言で言いますけども、本当に公平に皆さんのを見ることができるかどうか、誤った考えとか、偏った考えをそれぞれに持っていたら、本当に迷惑かけることですからね。皆さんそれぞれに皆思っておられることがあると思うんで。だから、直接的なそういうことはきちっとご本人とのしっかりした話し合いを持ってもらいたいと思うのです。

○：　おっしゃるとおりです。

○：　もう本当に困るのです、それ。イエスかノーか言えと言われて、もしノーと言ったって、すごく何か負担に感じますので、特別に、自分が得をするわけでもないことに対して、その人にご迷惑かけたと思ったらずっと気になると思うし。だから、是非とことんまでの話し合いのことはご本人の話し合いですませておいてほしいですよね。

○：　おっしゃるとおりですね。

○：　はい。私らに一度ちらっと見て、あら、これはいいな、賛成だ、これは悪いな、反対だ、そんなこととってもね。

◎：　大変なことですね。

○：　物すごく心の負担になって。
◎：　そう思います。私もそう思っています。
○：　それと同時に、書類を見せられ、ボードで説明されて、はい、賛成ですか、反対ですかとかいうのではなく、やはり我々が納得できる、何が問題なのかを納得した上で判断する必要があるので、必ずしも機械的に、はい、これで終わり、はい、これで終わりというような審議はすべきではないと思います。
○：　おっしゃるとおりですね。
◎：　そうですね。
○：　実のあることではないですね。
◎：　大変だと思いますね。
○：　とことんまで議論してくれても、結論が出なかったらもうしょうがないのではないですか。
○：　最後は、常識の問題だと思います。常識の。それを絶対超えられなかったら、こんな会議なんかしたって何もなりませんよ。
◎：　時間も経過しておりますので、今、○委員からご提案がありました例の意見書のコピーをとりあえず配付させていただいて、後回収するというので、いかがでしょう。ということで審議会としていかがでございましょうか。
○：　それと、ご本人が納得できる形で置いとかれればそれでいい。
◎：　当然回収してもらうわけですから、よろしゅうございますか。
○：　出てきた答えに対しての責任っていうのですか、すごく思います。
◎：　あります。
○：　これも世間常識だと思いますよ。
○：　物すごく怖いです。
◎：　あります、あります。
○：　どっちにしても、物すごく。特別、専門のことをずっとしてきているものでも何でもありませんから。
○：　これはもう何十年専門家をしていても、おそらくできるものではないと思いますよ。
○：　難しいことだと思います。皆さん、それぞれ思いいれや歴史や経過や感情が全部あることでしょう。それを何分間で、はい、これはどうです、こうです、とんでもないこと。
○：　おっしゃるとおりね。
○：　怖いです。
○：　思い入れというのがあるわけですからね。
○：　どういいますか、本当。
○：　それで、事務局にお願いしたのは、ある程度時間がかかってもやむを得ないという前提で予定を組んでいただきたい。
●：　はい、そのとおりでございます。それは、皆様方の関係権利者の方々との約束ですから、是非ともこういう形で時間をかけて一個ずつご審議していただいたらと思っております。
○：　すいません。出される場合は、個人の名前は消しといてくださいね、書類は。
○：　それは当然です。

○：　ねえ、隣の人、皆わかりますが。その人が・・。

●：　意見書について名前は当然出します。それから、調書についても出します。というのが、肝心の従前の位置をお示しして、それから換地がどこかということもお示しします。お示しするけれども、委員の方には守秘義務というのが当然ございますので、こちらのほうで対応していただいたらと思います。

○：　本人が出てくるのに、名前消しても意味ないのでは。

○：　いやいや、私達が知った場合、あの人がこんなことを言った、この人はこんなことを言った・・。

○：　いや、そんなものは出ません。

○：　だから、名前を。

○：　それは大丈夫です。

◎：　審議する前に席をはずしていただくという市の提案があるわけですから。

○：　それについて説明を受けて、一件ずつやりましょうという説明をされるんでしょう。

◎：　結論を出して。

○：　その時間がすごくかかりますということだから、それだけの時間をとりますと言っているんでしょう、それこそ・・。

○：　それとね、やっぱりここに皆お互いに相集って、お互いがこの問題をどう考えるかってやっぱり共通認識もなければね、それは我々ではできません、それはね。

○：　ただ、それは右か左かを結論出すのは個人がお話をすれば・・。

○：　それは個人の意見として・・。

○：　個人の意見としてお話をすれば・・。ただ、全体の意見がこうですよということをこれからどういう方針でやるとかいうのは、個人的に協議、交渉する時間をとると言っているではないですか。

○：　そうされると言ってないですからね。

○：　結論を出さずにとっとっとっといっているけど、一つ一つ意見書を出された本人に来ていただく。事務局が発言の機会を与えないというのならそれでもいいけど、私は、色々質疑応答ぐらいはあっていいのではという気がするのですが、それはともかくとして。例えば、こっちがあなたの意見はどうしてこうなのですかという質問をしたら、出てきた人は答えますよね。それすら許されないのはどうかと思うのですけれど。それはともかくとして、やはりご本人は来ていただく、それはもう提案どおり賛成です。と同時に、やはり審議でどうするこうするというのは、やはり我々が全く白紙の立場で判断するので、後であの人がああ言った、こう言ったというようなことは言われたくない。私は関係ないですよ。地元の方にとっては関係があると思うので、やはりこれは非公開扱いが正しいと私は思うのですが。その点についても結論が出ていないと思うので、一つ一つ結論を出して、今日の終わりにしていただけないだろうかと・・。

○：　私は、今、○委員がおっしゃったことよくわかるのですよ。だけど、僕はやはり、何もそうだけど、公論っていうのがあると思うのですよ、常識論というのがね。それをお互いに大事にしようということで、僕は、今回はこれでいいんじゃないかなと思います。お互いに意見をどんどん交換しあったらいいのですよ。市と個人とがね。その機会を・・それをどんどんやっていったらね。ここへ来てから俺があいうこと言っても聞いてくれなかった、そんなこと言われないようにしてもらったらいいと思います。以上

です。

○：　ちょっと事務局もう一度説明してください。審議会としてどのような処理をするかという、個人情報を処理するかということの説明が、時間をとると言っているのか、とらないと言っているのか、ちょっと私にはわかりません。あなたは個人情報的な問題を提案するから、それを説明はできるけども、それを協議する時は退席してもらうと言われたのですか、私はそう思ったのですが。そこまでは地権者はいてもらうと言われたんですか、違います。

○：　ちょっといいですか。

◎：　はい、どうぞ。

○：　まだ色んなことが次々出てきているんですけど、これはその時にはそういうことを言ったっていうことがお互いにあると思うんですね。そうではなく、色んな個々の問題は、個々によく議論尽くしていただく、それでもって、大体まとまったことは皆で認めていきましょう。やっぱりこれは小さいことと大きいことに分けて考えていく必要があると思うんです。大きく考えないといけないこと、皆で考えないといけないこと、あるいは個々で考えなければいけないこと、個々の問題はあくまでも個々の問題でもあるわけですから、それが集積して大きな問題になるわけですから、それでそれが全体としてバランスがとれてうまくいくかどうかという問題なのですから。だから、僕はもうそれでいいと思うのですけどね、今日のところはそこまででいいと思う。次にまた議論させてもらって。

○：　議事録署名者、今日の議事録は大事・・。

○：　今のところは、○委員・・。逆らって非常に失礼なのですが、だけどどっかであいまいなものは起こると思うんです。

○：　議事録署名者はいいか悪いかを署名することしかできないわけですからね。それについて、いけなかったら署名できないのではなくて、こういう意見が出たことについて今日は承認してくださいということで署名しているわけで、前回はそういうふうにしています。これは正かどうかというのは物すごくシビアにとられるわけでしょう。とられているのですよね。

○：　私、いらないこと言いました、とにかく。

○：　だけど、今度個人情報はどうするかということの内容について処理しましょうということを今日出てきているわけですから、今日の意見はね。そうでしょう。だから、個人情報の処理について、今、事務局はオープンじゃないですけども、地権者との場を設けようということだったのですから、いいことだと思いますよ。その時間をとりましょうというのが、委員の方が忙しいとかなんとかの問題ではなく、その時間をとることが。

○：　必要ですからね。

○：　そうでしょう。

○：　必要がない場合は・・。

○：　だから、それをとることについて、今日はどうしますかということを言うのだけども、ただ、事務局がどうしますというオープン情報の・・今後やっていこうというのは専任的にして委員会で提案したのだから、それで決まりますと言われたら委員会は困りますよ。委員会がこう言ったのだから、あなたの換地はこっちですよということまで言ってくるよ。そうなった時に、委員会で処理されたのだから換地っていうのがそこにな

ってくるでしょう。それに対するすごい影響があるのです。私たちは物すごく影響があるのですから。そこのところの全体的な考え方というものを皆さんに。

○：　○委員のおっしゃることもわかるのですがね。だけど、委員会には委員会の限界というのがある。だから、その作業限界があるのですからね、それをお互いが認めていけばいいわけなのですからね。その作業限界の中ではこうだったという、そういうことはあっていいと思うのです。だけど、こう決めつけるということは、それは恐らくどなたにもできないと思います。

○：　ただ、事務局が「せんにん」的な問題という言葉がすごく距離があるように、私と事務局がとろうとしている距離があるのです。ということは、とるとると言いながら、「せんにん」的な意見交換をしてないのです。だから、今日出てくるあの数字の公開も私たちはもらわないといけない、データ的に出るわけですよ。こういう意見がでました。あの数字は我々に見せてもらわないと協議できないではないですか。それと、この内容が何であったかということを文書で下さいと言ったら、回収するのは別として、それを見ることができないでこうなりましたという言葉で説明されたのでは理解できないじゃないですかと言っているのです。

◎：　今、こういう状況ですという報告があったわけですから、今後、次回、その次ですか、で具体的に協議しましょうということですから、ご了承でいいのではないですか。

○：　次は何回・・という・・。

◎：　ええ。今日審議するわけじゃないのですから、いいのではないですか。

○：　だから、その辺りのところの、要するに今、説明しているのは、大分皆さんとの意見に接点があるようで、距離があるのですが、事務局の「せんにん」制というのをもっと明らかにしてください。そうしないと、２年半が来たからごめんなさいって所長は言われたのですが、あなたはどう考えるのですか。

◎：　それは・・審議会と関係ない。

○：　関係あるとかないとかの問題じゃ・・事務局としての責任が・・。

◎：　それは線を引かなければいけません。貴重な意見として、時間ですからね、お互い。そうでしょう。それで、先ほど事務局から提案がありました、個人の方にいていただいて、審議が始まる前に退席していただくという案が市から提示されているわけです。Ａの委員さんがこういうことを発言したということで、Ａさんに対して・・感情的な問題が起こる可能性もあるのではないですかということで、退席していただくのがいいんじゃないかという提案が事務局からあったわけです。それに関してどうするかと、それでいいでしょうか、あるいはいけないと、あくまで審議会に立ち会わせという意見もあるかもわからない。けれど、僕はどうも穏やかじゃないなという感じがするんです。

○：　皆さんに意見聞いてみてください。

◎：　どうですか、皆さん。

○：　いいですか。

◎：　はい、どうぞ。

○：　意見を述べられる、意見書を出されたご本人がご出席になるわけですね。

◎：　はい。

○：　それで、市の方が意見書のご説明なさいますよね。

◎：　はい。

○：　それに対してやっぱり意見者自身の意見を述べたいところもあると思うんです。市の方だけじゃなくて。だから、それも述べていただいて、しかも委員の方でこういうふうなとこはどういうふうに意見を書かれたご本人が考えておられるのかということをご説明していただくというか、ご返答していただくような機会を私はその場で持ってもいいんじゃないかなと、こう思いますけれど、それはいかがなのでしょうかね。

◎：　そうですね、それは。

○：　そうじゃないと、ご本人のお気持ちというものがやっぱりこっちもくみ取れないと思うんです。できるだけやっぱりくみ取ってあげるべきだと私は思いますけれどね。

◎：　はい、どうぞ。

○：　さっきも言いましたが、それは審議会で決めればいいことで・・。

◎：　はい、そう思います。

○：　私は今おっしゃったとおりにすべきだと思います。ただし、それが堂々めぐりになって、一人その意見について堂々めぐりになって余りにも結論が出ないような場合は、これは会長がそれなりに整理していただく必要があると思いますけど。くどいようですが、私は、大昔の駅前再開発の審議会の時も、それから新倉敷の時も、これは意見を言ってもらうのではなく、我々が何であなたはこういったようなこういうふうな意見を出されたんですかという質問をするわけです。そしたら、当然答えるので、そこの場合、発言を禁止するとか禁止しないとかいう話は出てこないんで。発言をどうどうどう言ってくださいというよりも、その意見書で我々がわからないところを質問したら答えを聞ける、一切無視しますというわけにはいかないので、これはやはり発言の、それも発言の機会でしょう。これは考えていただきたいのです。それを３０分も１時間も演説してもらうのがいいとかそういうことではなく。やはり我々もわからないことを聞きますよ。その時に、私は、今日は発言権ありませんからというわけにはいきません。

○：　○委員のおっしゃるとおりだと思います。ですから、それは当然それでいいと・・。

○：　それだけですから、やはり我々皆それ以上のことはない。色々お聞きはしますけど、責任はとれないということははっきりしていますね。

○：　そういうこと。

◎：　それと、地元の方でご昵懇の方もいらっしゃりして、意見が言いにくいとか、言ったばっかしに感情的にもつれるとか・・そういう面を配慮しなければいけない気もするんですが、いかがですかね。

○：　それは個々の問題だと思いますよ。

◎：　その辺りは。

○：　それは包括的に、包括的に僕はできると思います、その程度の個々の問題でしたら。夫婦の問題だって・・これはやれば切りがないのだけど、やっぱり夫婦の間で解決しなければ。

○：　個人情報が・・とかいうのは・・非公開っていわれるのが普通でしょう。

◎：　ですね。

○：　だから、誰も第三者が知らなくて・・ご本人たちだけがね。あるいは行政の立場の方だけが知っていればいいわけなので。

◎：　そうなると、○委員ちょっと・・一応そういうことでお尋ねをして、それに対して・・語弊があるのですけど、審議会委員として発言、意見を・・。

○：　いや、それはあっていいのですよ。
◎：　当然いいんですが。
○：　はい。あっていいのだけど・・。
◎：　それに対してああだこうだという発言をする、そのご本人に対してする・・。
○：　例えば何項目で・・。
　全部それチェックしないといけないとかね、そんなことやったって片付く問題じゃないですから。もっと包含性の高いものになってきますので、それからもう一つ言えば、やはり当事者としてのその人の人格の問題も出てきますね。
◎：　はいはい、そうですね。
○：　一言言えばわかるというようなものもあろうし、いくら言ってもわからないのもあるわけですね。だから、その辺りはやはりお互いが心して、この問題はね・・いけないと思いますね。
◎：　事務局はどうですか、今の意見に対して、考え方として。
●：　はい。うちが提案したことと・・。
○：　そう関係ないと僕は思っていますけど。
●：　あと２点ほど追加があったと思うのですが、「意見書について皆様お手元にコピーがもらいたい。その採決が終わったら回収」というのがまず１点と、○委員が言われました「市の方が説明した後にご本人が口頭陳述する場、それから委員が質問する場」という機会をご本人さん、意見書の提出者に与えて、実際審議に入る時はご退席していただくというような形でご理解をしているのですけど、そういうことでよろしいでしょうか。
○：　個人がどうしても出られない時にはどう対応されますか。出ないのではなくて出られないのは。
●：　実際この意見書の処理、第１４回をする前には、受付順に１番から１１２番、ずっと通し番号で時間を設定させていただきます。今、○委員から当日というのですか、その日に来られない、こっちに変えてくれということで事前にそういうご連絡がありましたら、できる限り配慮したいと考えております。
○：　複数家族で同一物件等持っている場合の共有物件等についての意見が出た場合、本人以外、家族の出席はできないのですか。同一物件についてはどう扱われます？共有です。
○：　共有で意見書の名前、意見書が全員でてる。そういうことあるんですか。
●：　共有であれば各々当然権利者ですから、ご本人さんでその意見書を出しておれば当然こちらに来ていただくということになろうかと思います。
○：　３人の共有で、３人の名前連名で意見書が出ていたら、当然３人が出て来られたらいいんじゃないですか。
○：　権利者としてね。
○：　当人ですからね。
○：　その場合、単独の名前で出ていれば・・。
○：　それは、お互いの委任の問題ですからね、家族の問題であるとかね。それはお互いに信頼の関係の問題で、切りがないと思うのです。
◎：　それでは、○委員がおっしゃった、要するに本人、意見書を提出した本人の意見を聞

くということで、そこまでは席におっていただくということ、それから後の結論、審議ですね、これについてはご退席していただくと、こういうやり方がいいと僕は思うのですが・・その辺りは。○委員いかがですか、この辺りの判断というのですか。

○：　私もそうあるべきだと思います。私なんかは・・意見書を出した人のほとんどを知らないですよ。・・関係ないから。

◎：　そうですね、私どもは。

○：　だけど、皆さんの場合は・・。

◎：　地元の方ね。

○：　関係あります。

○：　そういう場面に目の前に本人置いていいとか悪いとかいう議論できませんよ。

◎：　はい。そう思いますね。

他の委員の皆様のご意見はいかがですか。

○：　まあ大体今常識の線を言っていると思いますよ。細かい問題はまたその問題が生じた時に、また処理すればいいということもありますからね。

◎：　そうですね、問題点が発生したら再検討するということで、今○委員がおっしゃった線で審議会とすればいかせていただくという結論でいかがでしょう。それで、時間も経過いたしましたので、あと若干残っているのですけど、今日の審議会はもうちょっとここで終了ということにさせていただきたいと思いますが、いかがでしょう。午後のご予定もあろうと思いますし。

○：　あれでしょう、８号議案、今日しないといけないということじゃないでしょう。徐々に・・影響があるとかいうのではないでしょう。

◎：　どうですか。

●：　できれば、今、先ほどの提案については、先ほど会長が言ったような形でやっていくという段取りを事務局の方でしていいということでよろしいですね。

◎：　はい。

●：　会長、もう一点ちょっとご提案があるのですけど、時間的にご無理でしょうか。

◎：　いや、早くしよう。

●：　もう一点提案なのですが、実際にこの審議会の委員の方で意見書を提出されている方がおられます。実際に今、委員の方の中で意見書を提出されている方がおられます。この方についても、この委員についても今の取扱いと同様な形でしてもよろしいでしょうか。これを提案したいのですが。

○：　具体的には、例えば、委員の方がもちろん意見書出す権利はある。

◎：　当然ですね。

○：　出される。そうすると、やはり意見書の提出者として発言していただく。ただ、その方の事案についての議決権は、私はないと思います。

◎：　私もそう思います、それは。

○：　だから、今までどおりのやり方でいいのですとか、さっきの議論の延長というのは、委員であろうと自分の権利について主張する権利はあるのだから、当然、発言もしていただいていいし、時間に制限は別として。質問に対して答えていただいてもいい。ただ、審議自体は回避していただくということじゃないかな。

●：　はい。私先ほど申し上げたのが、他の意見書の提出者の方々のやり方は先ほどうちが

提案したことは委員会の方で認めていただきましたが、それと審議会委員の方も同等の取扱いでお願いしたいということを申し上げているわけですから。

○：　イコールじゃないとおかしい。

●：　はい、そうです。そういうことです。

○：　それは・・。

◎：　審議会としていかがでしょうか。

○：　しかし、それでは問題がちょっとあるでしょう。

◎：　何ですか。

○：　この中の基本的に賛成の部分、反対の部分等事案等によって出てくると思いますけど、それに対するいわゆる分母の比率が変わってくる。当然分母も減るわけです。

◎：　はい、そうですね。

○：　それを採択するというのは大きな問題になるでしょう。不採択・・一般の人たち以上に不採択になる率が高くなるでしょう。それをどうされますか。

○：　多数決じゃないの。意見書の採択、不採択は・・多数決じゃないのですか。

●：　多数決です。

○：　だから、分母の問題じゃあない。

◎：　それならね。

○：　定数の賛成意見、意見反対のあるのですか。集計をとるんですか。

○：　何分の１以上賛成とか反対とかいう議決じゃ・・。

○：　議決にはならないから、別にいてもいいし、いなくてもいいけど。私はその当事者なのです。いたら意見を述べることもできます。

◎：　いや、意見を述べる・・。

○：　述べられるのですか。

◎：　だから、議決にはご本人は参加できない。

○：　この問題はね、決議っていうことは・・余りにも問題が・・。

◎：　だから、一般の権利者とイコールの取扱い・・おかしいですね。

○：　それについて所長どう処理をしようとしているのですか。要するに所長責任。

◎：　いやいや、ここで・・。審議会で。

○：　審議会の処理ですか。

◎：　はい、と思いますよ。

○：　はいはい。事務局が提案したことについて、審議会の提案だからそれはベターだから・・。

◎：　ですから、委員さんは当然あれば出て、意見は言われるけれども・・。

○：　議決する必要はない。

◎：　審議会の委員としては採決しない、審議会としてね。

○：　だから、それから先は個人ですね。

◎：　はい、そうです。と思いますよ。それでよろしゅうございますかね。やむを得ないじゃないですかね。

○：　どうします。くどいようだけど、議事録署名者として、採決があったように議事録作ります。決められることは一つ一つ採決していただいたほうが・・。

○：　今日の議論もそのものが参加している皆さんでこれは賛成というか、他にどんどんな

ければですよ、これはこれで決まったことでいいわけ・・。
○：　一応諮るだけ諮っていただく必要があるのではないですかということです。
○：　それはそうですね。
○：　挙手までせんでも。
○：　提案事項でこうだったということで処理すればいいんじゃないですか。協議事項で審議事項・・。
○：　だから、今日までの、今までの時点での議論を今日はもうここで終わると。
○：　皆さんの・・次でどうするか。
○：　議決があったかなかったかを。
○：　そこまで・・。
◎：　そうですね。
○：　いやいや、意見が出ればいいんです。だから、結論。
○：　だから、今日の協議事項の意見書の処理についての報告以外の、この８号議案はどうなった・・。
◎：　それはもう今日はできないから、次回に回す。
○：　次回に回すのですか。
○：　大きな問題含んでいる。それなら、これは次の・・。
○：　それで、次回はいつにするんですか。
◎：　そうですね。
○：　これは相当時間をとらなければ・・。
◎：　かかりますね。
○：　時間はね。私が聞いている範囲では４年かけるみたいなこと言ってます。
○：　散会なら散会でいいですよ。
◎：　そうですね。それでは、○委員・・意見書提出の関係権利者の方の意見を聞いて、その後、審議会で議論する場の前に退席していただくと、こういう結論でよろしゅうございますかね。
○：　私に聞くのではなく。
◎：　審議会の委員さん、そういう決定といいますか、やり方で。
○：　それともう一つね、要するにこのデータはもらえない。
◎：　ちょっと待って。それはどうでしょうかと言っています。データはまた後で言います。
○：　はい。
◎：　ですから、今申し上げたようなやり方でいかせていただくということで決めさせていただいてよろしゅうございますか。
○：　結構です。
○：　全員一致じゃないから、挙手ぐらいしといた方がいいんじゃないかな。
◎：　そうですね。私が申し上げたやり方に賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。
［賛成者挙手］
◎：　６人ですね。じゃあ、それで決定ということで。
○：　反対・・。
◎：　それでは、これに対する反対の方の挙手をお願いいたします。

［反対者挙手］

◎：　２名ですね。それじゃあ、６対２で決定をさせていただきました。ありがとうございました。それから、今くださいと言ったあれの件ですね。

○：　あれと、それからオープンにするんだったら意見書のコピーを下さいという意見がこっちから出ていますが。

○：　それは、当日配るのでしょう。

○：　当日配るのですか。

○：　そのくらいはいいんじゃないですか。

○：　どういう意見がどのように出ていた、それが全体に影響を与える意見なのか、個々の意見なのかというのを追求しないと、今日の審議事項でいう第８号議案というのは審議できない。軽微であるというふうに市役所は持っていきたいんだけど、大きな問題を・・意見に関しては・・そういう大きい問題になるから、具体的な・・特にその他の中の問題については・・設計案、区域の決定・・こういったものに影響する意見がかなりあると思います。

◎：　大きい、小さいはまだわからない。

○：　わからないわけですから・・。

○：　その点では・・。

○：　これもオープンはしているんだけども、データは出さないんですか。

○：　今日は要らないけど、次回以降については８号議案をやる時には、オープンしてもらう必要がある。

６　閉　会

◎：　次回についてどう考えていますか。

●：　はい、ありがとうございました。第６番の審議事項、８号議案換地設計の軽微な変更の取扱いについては、本日時間的なものがありましてご審議できないということで次回ということになりますので、次回につきましては、当初から意見書の処理を行う予定でおりましたが、１件ちょっと残ったということになりましたので、また次回、１４回は改めて審議会委員の方々の所にお尋ねして日程調整させていただきたいと思っておりますので、また改めて日程調整させていただきたい、このように思っております。

◎：　概ねいつ頃ですか。

●：　概ね９月下旬、１０月ぐらいになるだろうかと思いますので、できる限り早く調整したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○：　そうすると、当日は、今日と同じように傍聴人が来ていいわけですね。

●：　ただ、時間的なものがありますので、その後の８号議案にどれくらい時間を要するかということによって、実際に意見書のご本人さん、来ていても時間が変わろうかと思うんです。だから、議論が長引いて、例えば１時間もかかって、３０分も１時間も待っていただくというようなことが生じてもいけませんので、その辺りは事務局の方で調整して、調整を図って、また委員さんに日程調整させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

◎：　それでは、長時間にわたりましてからご熱心なご答弁ありがとうございました。以上をもちまして閉会いたします。

第　１３　回

倉敷駅周辺第二土地区画整理審議会議事録について

岡山県南広域都市計画事業倉敷駅周辺第二土地区画整理審議会会議規程第８条の規程により署名する。

平成２３年８月１９日

岡山県南広域都市計画事業

倉敷駅周辺第二土地区画整理審議会

会　長　守谷麗　印

委　員　陶浪保夫　印

委　員　有限会社　津鳥　印

取締役　津鳥幸子